

## 『高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）』について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき条例委任された「特定公園施設のバリアフリー基準」を規定する条例を制定する。

※特定公園施設とは

都市公園の主な園路及び広場

屋根付広場、休憩所、野外劇場、野外音楽堂、便所、駐車場、水飲み場、手洗い場、管理事務所、掲示板、標識

### 1 参酌すべき基準について

○移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令  
(平成18年12月18日国土交通省令第105号)

### 2 基準案について

参酌基準である上記省令の基準と県が制定している『だれもが住みよい福祉のまちづくり条例』で規定している公園施設のバリアフリー基準を比較し、よりバリアフリーに資する(厳しい)基準を採用することとした。

### 3 独自基準について

■園路・広場及び車いす専用駐車施設に排水溝を設ける場合(規則で制定予定)		
省令基準	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	独自基準
規定なし	排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が入り込まない構造の溝ふたを設けること。	排水溝を設ける場合は、つえ、車いすのキャスター等が入り込まない構造の溝ふたを設けること。
■車いす使用者用駐車施設の位置について(規則で制定予定)		
省令基準	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	独自基準
規定なし	車いす使用者用駐車施設は、出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること	車いす使用者用駐車施設は、出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること
■傾斜路の色について(規則で制定予定)		
省令基準	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	独自基準
規定なし	・その踊り場及び傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とする等これらと判別しやすいものとする。	・その踊り場及び傾斜路に接する通路等の色と明度の差の大きい色とする等これらと判別しやすいものとする。

■傾斜路上端及び下端の点状ブロック敷設(規則で制定予定)		
省令基準	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	独自基準
規定なし	傾斜路上端及び下端に近接する通路等踊り場の部分には点状ブロック等を敷設すること。	傾斜路上端及び下端に近接する通路等踊り場の部分には点状ブロック等を敷設すること。
■車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口について(規則で制定予定)		
省令基準	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	独自基準
・幅は80センチメートル以上とすること。	・幅は内のりを90センチメートルとすること。	・幅は内のりを90センチメートル以上とすること。
■車いす使用者用駐車施設に通ずる通路についての構造(規則で制定予定)		
省令基準	だれもが住みよい福祉のまちづくり条例施行規則	独自基準
規定なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</li> <li>・段を設ける場合の段の基準、幅員の基準、高低差がある場合の車いす使用者用特殊構造昇降機設置義務（通路のうち1以上について）。など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。</li> <li>・段を設ける場合の段の基準、幅員の基準、高低差がある場合の車いす使用者用特殊構造昇降機設置義務（通路のうち1以上について）。など</li> </ul>